**「令和７年毎月勤労統計調査　特別調査」の実施について**



厚生労働省では雇用、給与及び労働時間の実態について、明らかにすることを目的に「毎月勤労統計調査」を実施しています。

この調査は、５人以上の労働者を雇用する事業所に対しては「毎月」実施しておりますが、これを補完する目的で１～４人の労働者を雇用する事業所についても「特別調査」という名前で年１回実施しております。

令和７年においても７月３１日現在で、常時雇われて働いている方が１～４人いる事業所を対象に「毎月勤労統計調査　特別調査」を実施します。

　この調査は、「統計法」という法律に基づき指定された国の重要な統計調査のひとつであり、調査結果は労働経済の分析や国民経済計算のための基礎資料として用いられているほか、最低賃金の決定に係る審議資料等に使用されています。

　調査の流れは、日本全国から無作為に選んだ地域（調査区）に所在するすべての事業所を７月下旬から９月に島根県知事が任命した統計調査員が訪問し、事業所の労働者数等をお聞きしたうえで、そのうち常時働いている労働者を１～４人雇用する事業所に対し、労働時間や賃金などを調査します。

このたび、県内で指定された調査区がある市町は下記のとおりです。

〔指定された調査区がある市町〕

松江市、浜田市、出雲市、益田市、大田市、安来市、江津市、雲南市、隠岐の島町

　指定された調査区に所在する事業所の皆様には、ご負担をお掛けいたしますが、調査へのご理解とご回答をお願いいたします。

　なお、「統計法」では、対象となりました事業所の皆様には回答していただく義務がありますが、一方で秘密の保護について厳重な規定が定められており、ご回答いただいた内容について他の用途に使用したり、国、県の統計関係者や統計調査員が記入内容などを漏らしたりすることは固く禁じられております。

※昨年の調査結果等については、厚生労働省のホームページをご覧ください。

　https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/31-1.html